

## 第48号議案

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

品川区介護保険制度に関する条例（平成12年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度および令和2年度」に、「2万6,880円」を「2万1,840円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第3号に該当する者の平成31年度および令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万1,840円」とあるのは、「2万8,560円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第4号に該当する者の平成31年度および令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万1,840円」とあるのは、「4万5,360円」と読み替えるものとする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第13条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明) 介護保険法施行令が改正されたことに伴い、低所得者に係る保険料率を減額する必要がある。